

改善取組計画  
平成 26 年度フォローアップ  
(公表案)

平成 27 年 9 月

内閣官房 情報通信技術総合戦略室  
総務省 行政管理局

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」  
(平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、各府省が改善促進手続の利便性向上に取り組むための「改善取組計画」(平成 26 年 9 月策定)を、以下のとおり改定する。

なお、今後も、マイナンバー制度の本格導入に合わせた手続の見直し状況、ベストプラクティス事例を参考とした検討等も踏まえ、計画を改定することとしている。

## <目次>

○ 法務省（登記関係）	・・・ 1
○ 財務省（国税関係）	・・・ 5
○ 厚生労働省（雇用保険関係）	・・・ 9
○ 厚生労働省（社会保険関係）	・・・ 13
○ 厚生労働省（労働保険関係）	・・・ 36
○ 総務省（無線局免許等関係）	・・・ 44
○ 国土交通省（自動車登録関係）	・・・ 46
○ 国土交通省（特殊車両通行許可関係）	・・・ 48
○ 金融庁（公認会計士試験関係）	・・・ 50

## 法務省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

策定年月日	平成26年10月3日策定, 平成27年〇月〇日改定
分野又は業務名	登記関係手続
システム名	登記・供託オンライン申請システム, 登記情報提供システム

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度	24年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	不動産登記の申請	10,987,464	4,110,771	37.4%	35.5%	36.7%
2	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	156,086,757	115,552,689	74.0%	71.6%	68.1%
3	商業登記(株式会社)の申請	920,767	420,486	45.7%	42.0%	39.4%
4	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	36,642,126	12,200,139	33.3%	31.1%	29.0%
5	成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求	1,457,856	15,347	1.1%	0.8%	0.5%
	合計	206,094,970	132,299,432	64.2%	61.3%	57.9%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士を対象とした利用者満足度調査結果による測定 【測定方法】満足, 概ね満足, 普通, やや不満, 不満の5段階評価中, 満足, 概ね満足と回答した者の割合	満足度76% (平成25年度)	満足度76% (平成26年度)	基準値(現状)以上の満足度を目標とする(平成28年度)。
オンライン利用率	インターネット等を通じて申請等を行った件数の総申請等件数等に対する割合 【測定方法】オンライン利用件数/総申請等件数	61.3% (平成25年度)	64.2% (平成26年度)	69%(平成28年度)
オンライン申請1件当たり費用	オンライン利用件数1件当たりの整備経費と運用経費の状況	1件当たり29円 (平成25年度)	1件当たり31円 (平成26年度)	基準値(現状)よりも減少することを目標とする(平成28年度)。
オンライン申請1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数	オンライン利用件数1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数	1件当たり 0.000055人 (平成25年度)	1件当たり 0.000050人 (平成26年度)	基準値(現状)よりも減少することを目標とする(平成28年度)。
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	登記関係手続	
改善促進手続名	①不動産登記の申請, ②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等, ③商業登記(株式会社)の申請, ④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等, ⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<p>不動産登記又は商業登記の申請において、法令の規定(※)により、一部の添付書面の提出を省略することができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p> <p>不動産登記の申請において、現行制度上提出が義務付けられている資格証明情報について、申請人が会社法人等番号を提供した場合には、登記所間において情報共有を行うことにより、当該資格証明情報の申請人による提出を不要省略することができることとする取組について、平成25年度までに行った検討の内容を踏まえ、関係法令の改正を行い、平成27年度中を目途に実施する。 【新規実施】</p> <p>商業登記の申請において、申請書に会社法人等番号を記載した場合には、添付書面である登記事項証明書の提出を要しないこととする取組について、平成25年度に商業登記法の改正を行ったところであり、同改正法施行時(平成27年10月5日(土))に本取組を開始することができるようにする。 【新規実施】</p>	<p>①③ (※)不動産登記令第9条, 第11条, 不動産登記規則第36条, 第37条, 第44条, 商業登記法第54条第2項第2号, 第55条第1項第3号, 第80条第5号, 商業登記規則第37条及び第103条第2項等</p> <p>①</p> <p>③</p>
(2)本人確認方法の見直し	<p>不動産登記又は商業登記の申請において、資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	①③
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請・オンライン請求の方法について、法務省ホームページにおいて、各手続ごとに案内ページを作成して、利用者に分かりやすく周知する取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>不動産登記の登記識別情報に関する証明について、平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記識別情報に関する証明の回答までに要する時間が長い場合があるとの意見があったことを踏まえ、登記識別情報が失効していないことをシステムで自動回答する機能を開発し、平成27年度中に当該機能の利用を開始する。これを短縮する方策について検討し、平成26年度中に必要なシステム開発を行う。 【新規実施】</p> <p>不動産登記又は商業登記の申請において、登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合に申請代理人に登録免許税の過誤納金を還付するための手続として、現在、登記申請に係る委任状とは別に、登録免許税の過誤納金の代理受領に係る委任状の提出を必要としているところ、平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、手続が複雑であるとの意見があったことを踏まえ、登記申請に係る委任状に登録免許税の過誤納金の代理受領についても委任する旨の記載があれば、別途、代理受領に係る委任状の提出を要しないこととする取組を平成26年6月から実施した。 【新規実施】</p>	<p>①</p> <p>①③</p>

改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	<p>不動産登記のオンライン申請に係る登記完了証の交付について、電子データによる交付(ダウンロード)のほか、平成23年6月から、登記所の窓口において書面の登記完了証の交付を受けることができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成23年度から継続実施】</p>	①
	<p>不動産登記又は商業登記のオンラインによる登記事項証明書等の交付請求において、郵送による交付のほか、平成23年4月から、登記所の窓口において登記事項証明書等の交付を受けることができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 また、平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、市区町役場等にある法務局証明サービスセンターにおいて登記事項証明書等の交付を受けることを希望する意見があったことを踏まえ、全ての法務局証明サービスセンターにおいて交付を受けることを可能とした。 <u>(26年6月)ができることとする取組についても、平成26年度中に実施する。</u> 【平成23年度から継続実施(一部新規実施)】</p>	②④
	<p>全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としており、当該措置を今後も継続して実施する。 【平成25年度から継続実施】</p>	②④
	<p>全国の不動産、会社・法人等の登記情報等について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としており、当該措置を継続して実施する。 【平成25年度から継続実施】</p>	②④
3システムの利便性の向上	<p>不動産登記のオンライン申請において必要となる登記識別情報の送信について、平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記識別情報の入力に時間がかかるとの意見があったことを踏まえ、<u>登記識別情報通知にQRコードを追加し、当該QRコードを読み取ることで、入力の簡素化を実施した。(27年2月)これを改善するための方策を検討し、平成26年度を目途に、必要なシステム開発を行う。</u> 【新規実施】</p>	①
	<p>各手続のオンライン申請の際に必要なPDF変換ソフトウェアについて、従来のAdobe Acrobatに加えて、平成26年度中に、SKYPDFの動作検証を行い、同ソフトの使用を可能と<u>する</u>した。<u>(26年7月)</u> 【新規実施】</p>	①③
	<p>平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記申請時の外字の使用について、画像ファイルを作成しなければならない場合があり不便であるという意見があったことから、不動産登記又は商業登記のオンライン登記申請において、<u>登記簿等で用いられている外字の検索・利用を可能とすることにより、画像ファイルの添付を不要とする機能を開発し、これを改善するための方策についての検討を平成27年度中に当該機能の利用を可能とする</u>行う。 【新規実施】</p>	①③
4経済的インセンティブの活用	<p>不動産登記、商業登記及び成年後見登記のオンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、手数料の軽減措置を実施しており、書面による交付請求より安価となっているところ、これによるオンライン利用の拡充・定着が図られていることから、当該措置を継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	②④⑤

改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
5普及啓発等	<p>登記所の窓口において、オンライン申請・オンライン請求の利用に関するリーフレット等を配布するなどして、制度の広報を行う取組について、今後も継続して実施することにより、オンライン申請の利用促進に努める。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
	<p>職員が窓口においてオンライン申請の利用勧奨を適切に行うことができるよう、研修の実施や手引書の配布等を行い、職員の意識を向上させる取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
	<p>日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会との会議等を通じてオンライン申請・オンライン請求の積極的な利用を要請する取組のほか、オンラインの利用に関するパンフレットをそれら関係団体に送付する取組を実施しているところ、これらの取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②⑤
	<p>国の行政機関、地方公共団体に対して、各種会議等を通じてオンライン申請・オンライン請求の積極的な利用を要請する取組のほか、オンラインの利用に関するパンフレットをそれら関係機関に送付する取組を実施しているところ、これらの取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②⑤
6その他	<p>商業登記の書面申請における登記すべき事項の提出について、登記事項をFD又はCDの磁気媒体等に記録して提出する方法のほか、平成23年8月から、登記・供託オンライン申請システムを利用する方法により、電子署名を付すことなく、登記すべき事項を送信することができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 なお、登記・供託オンライン申請システムを利用して登記事項を提出する場合、現行制度上、登記申請書に登記すべき事項を記載して提出しなければならないところ、利用者の負担軽減のため、登記申請書への登記すべき事項の記載を要しないこととするための法令改正を平成27年度中に行う。 【平成23年から継続実施(一部新規実施)】</p>	③

## 財務省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年9月18日策定、平成27年〇月〇日改定
分野又は業務名	国税分野	
システム名	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度	24年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	国税申告手続(所得税)	18,053,766	9,536,950	52.8%	51.8%	50.4%
2	国税申告手続(法人税)	2,581,830	1,848,056	71.6%	67.3%	63.6%
3	国税申告手続(消費税(個人))	1,126,250	630,359	56.0%	53.5%	51.0%
4	国税申告手続(消費税(法人))	1,946,935	1,367,749	70.3%	65.9%	62.7%
5	国税申告手続(酒税)	42,157	38,303	90.9%	92.3%	93.0%
6	国税申告手続(印紙税)	135,382	85,083	62.8%	64.5%	63.9%
7	給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)	3,639,262	1,796,095	49.4%	47.5%	77.7%
8	退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)					
9	不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)					
10	不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)					
11	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)					
12	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)	87,057	25,335	29.1%	26.1%	10.1%
13	利子等の支払調書(及び同合計表)					
14	納税証明書の交付請求	1,431,894	83,663	5.8%	2.6%	1.5%
15	電子申告・納税等開始(変更等)届出	2,697,076	2,683,560	99.5%	99.5%	99.5%
	合計	31,741,609	18,095,153	57.0%	55.6%	56.3%

(注1) 平成24年度のオンライン利用率については、国税庁における「業務プロセス改革計画」の実績値による(7～13の7手続については、平成25年度以降、分母の算定方法の見直しを行っている。)

(注2) 7～12の6手続については、合計表の提出件数に基づいて、利用率を算出している。また、6手続それぞれの合計表は、1枚の様式にまとめて記載することとなっているため、複数の手続に係る合計表が同時に提出される場合は、それを1件とカウントしている。

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明(内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
e-Taxの利用満足度	自宅等からのe-Tax利用者に占めるオンライン利用に満足している人の割合 e-Taxに関するアンケート調査(毎年2月から5月に実施)において、e-Taxの操作性等の5段階評価で上位2段階評価を得た割合	73.3% (平成25年度)	74.2% (平成26年度)	75% (平成28年度)
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	確定申告書等作成コーナー利用者に占める当コーナー利用に満足している人の割合 確定申告書等作成コーナーに関するアンケート調査(毎年1月から3月に実施)において、当コーナーで提供するサービス全般について、5段階評価で上位2段階評価を得た件数から、使い勝手に関する評価が低位である件数を減算し、有効回答数で除した割合	83.1% (平成25年度)	83.6% (平成26年度)	85% (平成28年度)

オンライン利用率(注1)				
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続(2手続)	オンライン利用率が公的個人認証サービス(電子証明書付住民基本台帳カード)の普及割合等の外的要因に左右される国税申告手続(所得税及び消費税(個人))について、e-Taxを通じて、申告を行った件数が、総申告件数に占める割合	51.9% (平成25年度)	53.0% (平成26年度)	58% (平成28年度)
上記以外の国税申告手続(4手続)	上記以外の国税申告手続(法人税、消費税(法人)、酒税及び印紙税)について、e-Taxを通じて、申告を行った件数が、総申告件数に占める割合	66.9% (平成25年度)	71.0% (平成26年度)	72% (平成28年度)
申請・届出等手続(9手続)(注2)	申請・届出等手続(給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始(変更等)届出)について、e-Taxを通じて、申請等を行った件数が、総申請等件数に占める割合	57.7% (平成25年度)	58.4% (平成26年度)	62% (平成28年度)
ICT活用率(注3)(所得税及び消費税(個人))	国税申告手続(所得税及び消費税(個人))について、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成し、申告を行った件数(書面提出分を含む)が、総申告件数に占める割合	68.8% (平成25年度)	71.8% (平成26年度)	72% (平成28年度)
オンライン申請の受付1件当たりの費用	オンライン申請の受付1件当たりの整備経費と運用経費等の状況	433円 (平成25年度)	432円 (平成26年度)	対前年度比減少 (毎年度)
国税申告手続の事務処理時間(所得税、法人税及び消費税)	国税申告手続(所得税、法人税及び消費税)について、書面申告の事務処理時間(收受、入力、編てつ及び廃棄)	918,000時間 (平成25年度)	892,000時間 (平成26年度)	対前年度比減少 (毎年度)
備考	<p>(注1) オンライン利用率は、各手続の年間総申告件数から以下の事項を除いて算出を行う。</p> <p>① 国税申告手続(所得税・消費税(個人)): e-Taxを利用し、申告する環境にない地方収受分について、年間総申告件数から除く。</p> <p>② 国税申告手続(法人税): 清算中の法人は解散により企業としての活動が終結しており、また、休業中の法人には、解散相当の法人が含まれており、実態として企業活動が行われておらず、反復的又は継続的に申告手続を行わないため、年間総申告件数から除く。</p> <p>③ 国税申告手続(印紙税): 特定日に多量に作成されるものについて、年間総申告件数から除く。</p> <p>(注2) 給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)及び利子等の支払調書(及び同合計表)の基準値は、分母の算定方法の見直しを行い、その数値により基準値を算定した。</p> <p>(注3) ICT活用率は、e-Taxを利用し、申告する環境にない地方収受分について、年間総申告件数から除く。</p>			



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	国税分野	
改善促進手続名	国税関係15手続	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<p>【共通】</p> <p>・e-Taxを利用して申告等を行う場合に別途郵送等で提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータにより提出することを可能とする(継続・平成28年4月～)。</p> <p>【国税申告手続(所得税)】</p> <p>・医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(継続・平成19年度～)。</p> <p>・所得税の申告において、登記情報提供サービスを利用した場合、申告時に当該サービスへの照会用の番号を送信することにより、登記事項証明書等の添付を省略(継続・平成19年度～)。</p> <p>【国税申告手続(法人税)】</p> <p>・市販の会計ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式へ変換することができる機能を提供(新規・平成28年4月～)。</p>	
(2) 本人確認方法の見直し	<p>【共通】</p> <p>・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続・平成18年度～)。</p> <p>・個人の納税者が自宅からe-Taxを利用して申告等を行う場合、現在の電子証明書を使用する認証方式に加えて、新たな認証方式を導入(継続・平成29年1月～)。</p> <p>【納税証明書の交付請求】</p> <p>・税務署の窓口でオンラインにより納税証明書の交付請求を行い、その場で書面により交付を受ける場合は、電子署名を省略(継続・平成24年度～)。</p> <p>・自宅等からオンラインにより納税証明書の交付請求を行い、税務署の窓口で書面により交付を受ける場合は、電子署名を省略(継続・平成25年度～)。</p>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>【共通】</p> <p>・e-Taxホームページで、e-Taxに関する情報提供を適時適切に行うとともに、システムや運用の改善等による重要な事項についても的確に周知(継続)。</p> <p>・ヘルプデスク等への問い合わせが多い事例について、e-Taxホームページに「よくある質問」を掲載するとともに、特に問い合わせが多い事例は説明用動画による案内を掲載(継続)。</p> <p>・タブレット端末等のスマートデバイス向けにe-Taxホームページを公開するとともに、情報提供の充実に取り組む(継続・平成26年6月～)。</p> <p>・メッセージボックスに格納するお知らせ情報について、内容の多様化を検討(新規・平成27年度～)。</p> <p>【国税申告手続(所得税・消費税(個人))】</p> <p>・確定申告期は、個人の納税者向けの「よくある質問」が上位となるよう画面構成等を変更するなど情報提供の充実を実施(継続)。</p>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>【国税申告手続(所得税・法人税・消費税)】</p> <p>・e-Tax還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮(継続・平成18年度～)。</p> <p>特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、早期提出分(1月・2月提出分)については、2～3週間程度での還付処理を行う。</p> <p>なお、個人の来署によるe-Tax還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う(継続・平成25年度～)。</p> <p>【国税申告手続(所得税)】</p> <p>・地方税当局の申告書作成システムで作成された所得税申告等について、地方税当局から国税当局へ電子データで引き継ぐ(新規・平成29年1月～)。</p>	<p>書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、左記処理期間内に還付できない場合がある。</p>

<p>3システムの利便性の向上</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxの利用に関するアンケートやユーザビリティ調査等における利用者の意見・要望等も踏まえて、操作性の改善やシステムの機能追加等を実施し、更なる使い勝手の向上に取り組む(継続)。</li> <li>・確定申告期以外の平日の受付時間を24時まで延長(継続・平成25年度～)。</li> <li>・e-Taxの操作等の問い合わせの電話窓口として、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」を設置(継続)。</li> <li>・e-Taxの仕様について、ソフトウェア開発業者向けに、e-Taxホームページで公開(継続)。</li> <li>・<u>タブレット端末等のスマートデバイスから利用できる対象手続等の拡大(継続・平成26年6月～)。</u></li> </ul> <p>【国税申告手続(所得税・消費税(個人))】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告期について24時間受付を実施(継続・平成18年度～)。</li> <li>・確定申告期のヘルプデスクの受付時間の延長及び日曜日の受付を実施(継続)。</li> </ul> <p>【給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)・納税証明書の交付請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の申請・届出等について、e-Taxソフトをインストールすることなく、WEB上から作成・送信が可能となる機能を提供(継続・平成23年度～)。</li> <li>・WEB上で作成・送信が可能な法定調書について、1送信当たりの送信可能枚数の上限を拡大(新規・平成27年1月～)。</li> <li>・給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書の一括作成・提出を可能とする仕組みについて検討(継続・平成26年度～)。</li> </ul>	
<p>4経済的インセンティブの活用</p>	<p>【納税証明書の交付請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインにより納税証明書の交付請求した場合は、手数料を1税目1年度1枚370円(書面請求の場合は、400円)とする措置を実施(継続)。</li> </ul>	
<p>5普及啓発等</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種説明会において利用勧奨を実施するとともに、関係民間団体等に対して協力依頼を実施(継続)。</li> <li>・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施(継続)。</li> <li>・各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施(継続)。</li> <li>・職員の意識向上のため、事務計画等に織り込んで研修を実施(継続)。</li> </ul> <p>【国税申告手続(所得税・消費税(個人))】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxの利用促進を図るため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成を推進(継続)。</li> <li>・確定申告期以外においても、確定申告書等作成コーナー用パソコンを税務署の窓口を設置して、e-Taxの利用促進に取り組む(継続)。</li> </ul> <p>【納税証明書の交付請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署の窓口で納税証明書の交付請求を行う納税者等に対して、チラシ等を交付して、納税証明書はオンライン請求可能である旨を周知(継続)。</li> <li>・電子納税証明書の受入れについて、地方公共団体及び金融機関等への働きかけを実施(継続)。</li> </ul>	
<p>6その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等が手続主体となる国税及び地方税関係手続の積極的なオンライン利用について、各府省等に対して協力要請を実施(継続)。</li> <li>・将来的なe-Taxの義務化の方向性について検討(継続)。</li> </ul>	

## 厚生労働省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成27年2月25日策定、平成27年 月 日改定
分野又は業務名	社会保険・労働保険(雇用保険)	
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	雇用保険被保険者資格取得届	9,366,763	944,790	10.09%	7.41%	5.13%
2	雇用保険被保険者資格喪失届	7,784,240	743,927	9.56%	6.67%	4.15%
3	高年齢雇用継続基本給付金の申請	4,419,058	162,576	3.68%	2.45%	1.41%
	合計	21,570,061	1,851,293	8.58%	6.11%	3.99%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%(平成24年度)	53%(平成26年度)	65%(平成28年度)
オンライン利用率				
雇用保険被保険者資格取得届	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	5.13% (平成24年度)	10.09% (平成26年度)	20% (平成28年度)
雇用保険被保険者資格喪失届		4.15% (平成24年度)	9.56% (平成26年度)	20% (平成28年度)
高年齢雇用継続基本給付金の申請		1.41% (平成24年度)	3.70% (平成26年度)	10% (平成28年度)
事務処理時間				
雇用保険被保険者資格取得届	申請1件あたりの受付から事務処理が完了するまでの平均所要日数	3.46日以内/件 (平成25年度)	3.27日以内/件 (平成26年度:暫定値)	3.2日以内/件(平成28年度) (平成30年度までに3日以内)
雇用保険被保険者資格喪失届				
高年齢雇用継続基本給付金の申請				
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険		
改善促進手続名	雇用保険被保険者資格取得届		
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考	
1オンライン手続の負担軽減	(1)添付書類の見直し	原則、添付書類を廃止している。 【実施時期】平成22年4月～	
	(2)本人確認方法の見直し	電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能(平成27年1月)とする <del>とともに、事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。</del> 【実施時期】平成27年7月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年12月	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始(平成26年度)するとともに、平成28年度より試行実施局の拡大を行う。今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。		
3システムの利便性の向上	・申請者の入力漏れにより審査期間が長くないよう、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～		
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普及啓発等	全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を <del>毎年度継続して実施(平成26年度～)</del> するとともに、ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～		
6その他	平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	雇用保険被保険者資格喪失届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	事業主が電子申請を利用する際に添付書類を省略することができる基準(照合省略)を平成27年度中に緩和するとともに、 <u>社会保険労務士や労働保険事務組合の照合省略の認可事務を労働局毎の認可から管轄する労働局のみの認可に集約化する。</u>	
(2) 本人確認方法の見直し	電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能( <u>平成27年1月</u> )とするとともに、 <u>事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。【実施時期】平成27年7月</u>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<u>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年12月</u>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始( <u>平成26年度</u> )するとともに、 <u>平成28年度より試行実施局の拡大を行う。</u> 今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。	
3 システムの利便性の向上	・申請者の入力漏れにより審査期間が長くないよう、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。 <u>*e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</u>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を <u>毎年度継続して実施(平成26年度～)</u> するとともに、 <u>ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。</u> <u>積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～</u>	
6 その他	平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	高年齢雇用継続基本給付金の申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	事業主が電子申請を利用する際に添付書類を省略することができる基準(照合省略)を平成27度中に緩和するとともに、 <u>社会保険労務士や労働保険事務組合の照合省略の認可事務を労働局毎の認可から管轄する労働局のみの認可に集約化する。</u>	
(2) 本人確認方法の見直し	電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能(平成27年1月)とするとともに、 <u>事業主が指定する従業員個人や労働保険事務組合の長が指定する職員個人の公的個人認証サービスの電子証明書による電子申請も可能とした。【実施時期】平成27年7月</u>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<u>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月</u>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	各公共職業安定所において処理しているオンライン申請の事務処理について労働局に集中化する試行実施を5カ所(北海道、埼玉、東京、京都、大阪)で開始(平成26年度)するとともに、 <u>平成28年度より試行実施局の拡大を行う。</u> 今後、平成28年度中に電子申請届出処理の集中化の本格実施について検証し、全国実施の可否を検討する。	
3 システムの利便性の向上	・申請者の入力漏れにより審査期間が長くなるように、システムにエラーチェック機能を持たせる。現在、①電子申請時の画面が小さくなっているレイアウトを、申請者が利用する端末の画面の最大値まで拡大できるよう、②利用者が同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、e-Gov側と共同で改善していく。 <u>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</u>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的意見交換会を <u>毎年度継続して実施(平成26年度～)</u> するとともに、 <u>ハローワークに電子申請に利用できる端末を設置し、電子申請アドバイザー(仮称)がデモンストレーションできるようにするとともに、電子申請アドバイザー(仮称)が事業所を訪問し、事業主に対する所内での入力支援や電子申請利用のためのパソコンの環境設定等の支援を行う(平成28年度～)。</u> <u>積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～</u>	
6 その他	平成26年7月に、北海道、埼玉、東京、京都、大阪、福岡の各ハローワークにおいて、100人以上の事業所を対象に雇用保険関係手続のオンライン申請に関するアンケート調査を実施しており、オンライン申請にあたっての課題を把握し、今後の利用促進に努めていく。	

## 厚生労働省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成27年2月25日策定、平成27年 月 日改定
分野又は業務名	社会保険・労働保険(社会保険)	
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	34,056,147	2,257,763	6.63%	5.73%	4.46%
2	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	5,246,604	465,637	8.88%	7.17%	6.14%
3	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	6,718,299	645,109	9.60%	7.56%	6.38%
4	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	6,274,039	580,488	9.25%	6.88%	5.61%
5	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	568,939	22,889	4.02%	2.39%	1.69%
6	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	3,688,725	167,327	4.54%	5.09%	3.04%
7	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	56,922,987	4,167,180	7.32%	5.95%	4.78%
8	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	2,745,882	226,817	8.26%	5.99%	5.07%
9	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	1,506,786	2	0.00%	0.00%	0.00%
10	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	1,588,353	0	0.00%	0.00%	0.00%
11	年金受給権者現況届	1,633,441	0	0.00%	0.00%	0.00%
12	年金受給権者住所・支払機関変更届	1,146,723	0	0.00%	0.00%	0.00%
13	年金手帳再交付申請書	782,223	6,088	0.78%	0.30%	0.23%
14	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	1,470,271	58,360	3.97%	2.90%	1.83%
15	国民年金保険料還付請求書	1,021,990	1	0.00%	0.00%	0.00%
16	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	133,392	0	0.00%	0.00%	0.00%
17	新規適用届	119,070	3,592	3.02%	2.26%	1.35%
18	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	78,702	2,495	3.17%	2.22%	1.45%
19	適用事業所全喪届	59,159	468	0.79%	0.45%	0.28%
20	70歳以上被用者該当・不該当届	210,567	2,982	1.42%	-	-
21	70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	662,128	8,386	1.27%	-	-
	合計	126,634,427	8,615,584	6.80%	5.69%	4.42%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%(平成24年度)	53%(平成26年度)	65%(平成28年度)

オンライン利用率				
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届		4.46% (平成24年度)	6.63% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届		6.61% (平成24年度)	8.88% (平成26年度)	11.78%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届		6.38% (平成24年度)	9.60% (平成26年度)	12.68%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届		5.61% (平成24年度)	9.25% (平成26年度)	11.58%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届		1.69% (平成24年度)	4.02% (平成26年度)	4.18%(平成28年度)
健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届		3.04% (平成24年度)	4.54% (平成26年度)	9.07%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届		4.78% (平成24年度)	7.32% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	<p>行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表</p> <p>(注1)「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」及び「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)」については、多くの請求者が手続と同時に年金相談を希望されるため、事前に手続に必要な情報を記載した請求書を紙媒体で送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>(注2)「年金受給権者現況届」、「年金受給権者住所変更届」及び「国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届」は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、原則、受給権者等からの手続きを省略している。</p> <p>(注3)「年金受給権者現況届」について、障害年金受給権者は診断書等の提出により障害の状態を確認する必要がある。</p> <p>(注4)「年金受給権者支払機関変更届」については、金融機関の口座確認が必要となる。</p> <p>(注5)「国民年金保険料還付請求書」については、請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の向上を図っている。</p>	5.07% (平成24年度)	8.26% (平成26年度)	10.03%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(注1)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)(注1)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
年金受給権者現況届(注2)(注3)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
年金受給権者住所・支払機関変更届(注2)(注4)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
年金手帳再交付申請書		0.23% (平成24年度)	0.78% (平成26年度)	0.53%(平成28年度)
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届		1.83% (平成24年度)	3.97% (平成26年度)	5.23%(平成28年度)
国民年金保険料還付請求書(注5)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(注2)		0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
新規適用届		1.35% (平成24年度)	3.02% (平成26年度)	5.16%(平成28年度)
適用事業所所在地・名称変更(訂正)届		1.45% (平成24年度)	3.17% (平成26年度)	5.16%(平成28年度)
適用事業所全喪届		0.28% (平成24年度)	0.79% (平成26年度)	1.00%(平成28年度)
70歳以上被用者該当・不該当届		-	1.42% (平成26年度)	14.97%(平成28年度)
70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届		-	1.27% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
ICT利用率		CD等の磁気媒体による窓口利用件数とオンライン利用件数の全申請・届出件数に占める割合	58.78%(平成24年度)	59.72%(平成26年度)
備考				



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な添付書類(算定基礎届総括表及び附表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月 ・事業主:平成24年4月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月</li> <li>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、厚生労働省ホームページ・e-Govに掲載した。 【実施時期】記載要領:平成27年1月 マニュアル:平成27年3月</p>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月</p>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。 【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。 【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<p>・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。  <b>【実施時期】平成24年10月</b>  <b>・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</b>  <b>【実施時期】平成26年7月</b></p>	
(2) 本人確認方法の見直し	<p>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。  <b>【実施時期】平成20年6月</b>  <b>・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</b>  <b>【実施時期】平成26年7月</b>  <b>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</b>  <b>【実施時期】平成27年1月</b></p>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。  <b>【実施時期】平成27年1月</b></p>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。  <b>【実施時期】平成26年7月</b></p>	
3 システムの利便性の向上	<p>・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。  <b>【実施時期】平成26年7月</b>  <b>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</b>  <b>【実施時期】平成26年7月</b>  <b>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</b></p>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<p>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。<b>【実施時期】平成25年度～</b>  <b>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</b>  <b>【実施時期】平成26年度～</b>  <b>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</b>  <b>【実施時期】平成26年度～</b></p>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】平成24年10月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】平成24年10月</li> <li>・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>・<u>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</u></li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・<u>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</u></li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として原本の送付を求めていた書類(課税(非課税)証明書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】平成24年10月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成21年4月</li> <li>提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。</p> <p>【実施時期】平成27年1月</p>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</p> <p>【実施時期】平成26年7月</p>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な添付書類(賞与支払届総括表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月・事業主:平成24年4月</li> <li>・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、厚生労働省ホームページ・e-Govに掲載した。</p> <p>【実施時期】記載要領:平成27年1月 マニュアル:平成27年3月</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</p> <p>【実施時期】平成26年7月</p>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>・<u>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</u></li> <li>【実施時期】(平成26年7月)</li> <li>・<u>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</u></li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Gov等に掲載した。</u></li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</u></li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・<u>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</u></li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・<u>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。</u>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>・<u>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</u></li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・<u>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</u></li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	年金請求時に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(2) 本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】平成26年度～	
6 その他	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っている。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。 <b>【実施時期】平成27年3月</b>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 <b>【実施時期】平成26年7月</b>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。<b>【実施時期】平成26年7月</b></li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。<b>【実施時期】平成26年7月</b></li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。<b>【実施時期】平成26年度～</b></li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布 <b>【実施時期】平成26年度～</b>	
6 その他	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書(ハガキ)の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っているため。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手段名	年金受給権者現況届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(2) 本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】平成26年度～	
6 その他	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している(障害年金受給権者は障害の状態を確認する必要があるため、診断書等の提出が必要。) 【実施時期】平成18年10月	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険										
改善促進手続名	年金受給権者住所・支払機関変更届										
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考									
1オンライン手続の負担軽減	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="150 421 317 696">(1)添付書類の見直し</td> <td data-bbox="317 421 1198 696">該当なし</td> <td data-bbox="1198 421 1501 696">                     &lt;住所変更届&gt;                      添付書類は不要。                      &lt;支払機関変更届&gt;                      金融機関での口座確認(証明印の押印)や口座が確認できる書類(通帳の写)の提出により、確認する必要があるため。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 696 317 1025">(2)本人確認方法の見直し</td> <td data-bbox="317 696 1198 1025">該当なし</td> <td data-bbox="1198 696 1501 1025">                     &lt;住所変更届&gt;                      適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。                      &lt;支払機関変更届&gt;                      受給者本人の希望する口座に確実に年金を振り込む必要があるため、受給者本人からの届出であることを厳密に確認する必要がある。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1025 317 1137">(3)オンライン申請等の周知方法の見直し</td> <td colspan="2" data-bbox="317 1025 1501 1137">                     電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月                 </td> </tr> </table>	(1)添付書類の見直し	該当なし	<住所変更届> 添付書類は不要。 <支払機関変更届> 金融機関での口座確認(証明印の押印)や口座が確認できる書類(通帳の写)の提出により、確認する必要があるため。	(2)本人確認方法の見直し	該当なし	<住所変更届> 適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。 <支払機関変更届> 受給者本人の希望する口座に確実に年金を振り込む必要があるため、受給者本人からの届出であることを厳密に確認する必要がある。	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月		
(1)添付書類の見直し	該当なし	<住所変更届> 添付書類は不要。 <支払機関変更届> 金融機関での口座確認(証明印の押印)や口座が確認できる書類(通帳の写)の提出により、確認する必要があるため。									
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	<住所変更届> 適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。 <支払機関変更届> 受給者本人の希望する口座に確実に年金を振り込む必要があるため、受給者本人からの届出であることを厳密に確認する必要がある。									
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月										
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月										
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>										
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。									
5普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】平成26年度～										
6その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更届について、住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要) 【実施時期】平成23年7月</li> <li>支払機関変更届については、専用の申請様式(ハガキ)で金融機関の証明を簡易に受けることを可能とし、利用者の利便性の向上を図っている。</li> </ul>										

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	年金手帳再交付申請書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月</li> <li>・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月</p>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<p>・添付書類として写し(コピー)の送付を求めている書類(収入を確認するために必要な給与明細書等)について、画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)による添付を可能とした。  <b>【実施時期】平成26年7月</b></p>	
(2)本人確認方法の見直し	<p>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。  <b>【実施時期】平成21年4月</b>                  ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。  <b>【実施時期】平成21年4月</b>                  ・提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。<b>【実施時期】平成26年7月</b>                  ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。  <b>【実施時期】平成27年1月</b></p>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。  <b>【実施時期】平成26年7月</b></p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。  <b>【実施時期】平成26年7月</b></p>	
3システムの利便性の向上	<p>・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。  <b>【実施時期】平成26年7月</b>                  ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。  <b>【実施時期】平成26年7月</b>                  ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。<b>【実施時期】平成26年度～</b></p>	
4経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5普及啓発等	<p>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。<b>【実施時期】平成25年度～</b>                  ・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。  <b>【実施時期】平成26年度～</b>                  ・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。  <b>【実施時期】平成26年度～</b></p>	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金保険料還付請求書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	該当なし	適正な保険料還付のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査へ見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。【実施時期】平成26年7月	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。(平成26年7月)</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】平成26年度～	
6 その他	請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の利便性の向上を図っている。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～	
3システムの利便性の向上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】平成26年度～	
6その他	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要です。 【実施時期】平成23年7月	



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	新規適用届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として原本の送付を求めていた書類(法人登記簿謄本等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】平成24年10月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年3月</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</p> <p>【実施時期】平成26年7月</p>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(公共料金の領収書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月</li> <li>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。 【実施時期】平成27年3月</li> </ul>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。 【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。 【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	適用事業所全喪届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(雇用保険適用事業所廃止届(事業主控)等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。</li> <li>【実施時期】平成24年10月</li> <li>PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。</li> <li>【実施時期】平成20年6月</li> <li>提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月</li> </ul>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～</li> <li>毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	70歳以上被用者該当・不該当届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度)</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他	平成26年7月から新たに電子申請可能な手続きに追加した。 【実施時期】平成26年7月	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とした。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。</li> <li>【実施時期】平成27年1月</li> </ul>	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> </ul>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。</li> <li>・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。</li> <li>【実施時期】平成26年7月</li> <li>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度)</li> <li>・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> <li>・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。</li> <li>【実施時期】平成26年度～</li> </ul>	
6 その他	平成26年7月から新たに電子申請可能な手続きを追加した。 【実施時期】平成26年7月	

## 厚生労働省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

策定年月日	平成27年2月25日策定、平成27年 月 日改定
分野又は業務名	社会保険・労働保険(労働保険)
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	概算・増加概算・確定保険料申告書	1,729,927	77,040	4.45%	3.67%	2.84%
2	概算保険料の延納の申請	1,729,927	77,040	4.45%	3.67%	2.84%
3	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	324,277	550	0.17%	0.12%	0.12%
4	時間外労働・休日労働に関する協定届	1,377,705	2,265	0.16%	0.27%	0.24%
5	就業規則(変更)届	510,705	7,036	1.38%	0.87%	0.83%
6	健康診断結果報告	150,777	67	0.04%	0.03%	0.03%
7	労働者死傷病報告	119,535	80	0.07%	0.06%	0.00%
8	労働保険の保険関係成立届	387,432	16,651	4.30%	2.94%	1.99%
	合計	6,330,285	180,729	2.85%		

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%(平成24年度)	53%(平成25年度)	65%(平成28年度)
オンライン利用率	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表			
概算・増加概算・確定保険料申告書		2.84% (平成24年度)	4.45% (平成26年度)	20% (平成28年度)
概算保険料の延納の申請		2.84% (平成24年度)	4.45% (平成26年度)	20% (平成28年度)
1年単位の変形労働時間制に関する協定届		0.12% (平成24年度)	0.17% (平成26年度)	0.9% (平成28年度)
時間外労働・休日労働に関する協定届		0.24% (平成24年度)	0.16% (平成26年度)	1.6% (平成28年度)
就業規則(変更)届		0.83% (平成24年度)	1.38% (平成26年度)	5% (平成28年度)
健康診断結果報告		0.03% (平成24年度)	0.04% (平成26年度)	3% (平成28年度)
労働者死傷病報告		0.00% (平成24年度)	0.07% (平成26年)	3% (平成28年度)
労働保険の保険関係成立届	1.99% (平成24年度)	4.30% (平成26年度)	15% (平成28年度)	
事務処理時間				
概算・増加概算・確定保険料申告書	申請1件あたりの受付から事業主控への返送までの平均的所要日数	5.23日 (平成26年1月時点)	5.06日 (平成26年度)	目標:5日以内/件 達成時期:平成28年度
概算保険料の延納の申請				
労働保険の保険関係成立届	申請1件あたりの受付から申請者への労働保険番号の通知までの平均的所要日数	—	8.2日 (平成26年度)	目標:2日以内/件 達成時期:平成28年度 ※申請内容に不備がない場合に限る
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	概算・増加概算・確定保険料申告書 / 概算保険料の延納の申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主の電子証明書を省略できることとした(平成23年2月)。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 <u>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月</u>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各労働局に対して電子申請の迅速適正な事務処理を実施するよう指示している(平成22年10月)。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、今年度においても指示する。	
3システムの利便性の向上	・年度更新申告書において、アクセスコードを入力することで、前年度の申告情報を申告書に反映させることとしている(平成17年2月)。 また、事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続について控えを発行することとしている(平成25年6月) <u>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</u>	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 <u>積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～</u>	
6その他	<u>電子申請のよらない理由について社会保険労務士や事業主等に対して実施したアンケート調査の集計結果(27年3月)を踏まえ、更なる手続の利便性向上を検討する。</u>	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2) 本人確認方法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。【実施時期】平成26年度～	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3 システムの利便性の向上	該当なし	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5 普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6 その他		



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	時間外労働・休日労働に関する協定届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2) 本人確認方法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。【実施時期】平成26年度～	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3 システムの利便性の向上	該当なし	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5 普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	就業規則(変更)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2) 本人確認方法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。【実施時期】平成26年度～	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3 システムの利便性の向上	該当なし	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5 普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	労働者死傷病報告	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2) 本人確認方法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。【実施時期】平成26年度～	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3 システムの利便性の向上	該当なし	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5 普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康診断結果報告	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2) 本人確認方法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。【実施時期】平成26年度～	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3 システムの利便性の向上	該当なし	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5 普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	労働保険の保険関係成立届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主の電子証明書を省略できることとした(平成23年2月)。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 <u>電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月</u>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各労働局に対して電子申請の迅速適正な事務処理を実施するよう指示している(平成22年10月)。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、今年度においても指示する。	
3システムの利便性の向上	・事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続きについて控えを発行することとしている(平成25年6月)。 <u>・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度～</u>	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 <u>積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】平成26年度～</u>	
6その他		

## 総務省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月3日策定、平成27年〇月〇日改定
分野又は業務名	その他(無線局)	
システム名	総合無線局監理システム	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度	24年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	無線局免許申請等	223,397	182,662	81.8%	77.5%	74.5%
2	無線局再免許申請等	92,924	56,090	60.4%	68.3%	62.3%
	合計	316,321	238,752	75.5%	72.5%	67.6%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	電子申請届出システム及び電子申請届出システムLiteの利用者に対して、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」において実施を予定している、利用者の意見・要望の収集の際等に、アンケート調査により測定	70.0% (平成25年度)	75.5% (平成26年度)	平成25年度に測定した値を下回らない (毎年度)
オンライン利用率				
無線局免許申請等及び無線局再免許申請等	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	72.5% (平成25年度)	75.5% (平成26年度)	73.0%(平成26～28年度平均値)
業務処理時間	データ入力に係る業務処理時間	90,000時間(試算値) (平成25年度)	平成28年度 試算予定	88,000時間(試算値)(平成28年度)
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(無線局)	
改善促進手続名	無線局免許申請等、無線局再免許申請等	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<p>オンライン申請に親和性の高いものとなるよう、申請様式の見直し、免許手続の簡素化を図る。                      平成26年度は、電波行政情報化委員会(委員長:電波部長)において申請様式の見直しを検討し、要件定義等の検討を進めた。平成27年度は、平成26年度に引き続き同委員会において、様式見直し等の検討を行い、平成28年度に制度改正の周知を図りつつ機能改修を行い、平成29年度の施行・リリースを目指す。</p>	
(2)本人確認方法の見直し	<p>法人番号制度の今後の普及促進の状況や、当該番号制度を活用した本人確認方法の導入状況等を確認しつつ、費用対効果、関係指針等との整合性を踏まえ、適時に導入検討等を実施する。</p>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>現在もホームページを活用して利用者へオンライン手続きの方法について周知しているところ、本取組期間(平成26年度～平成28年度)においても、ホームページでの運用周知を維持しつつ、ハムフェア(アマチュア無線のイベントで関東地域で毎年開催。入場者数3万人程度。総務省後援)等のイベントにおいて、利用者からのアンケートを収集し、それらの意見を踏まえつつ、より分かりやすい周知方法について検討を行う。                      平成26年度は、ハムフェア2014及び総合通信局等で実施する電子申請周知イベントで得られたアンケート結果、並びにヘルプデスク等に寄せられた意見・要望を踏まえ、「総務省 電波利用 電子申請届出システムLite」のQ&amp;A等の改善を図った。                      平成27年度は、平成26年度に引き続き、各種イベントに参画するとともに、アンケート・意見・要望を踏まえ、PDCAを回し、改善を図る。</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>オンライン申請に親和性の高いものとなるよう、申請様式の見直し、免許手続の簡素化を図る。                      平成26年度は、電波行政情報化委員会(委員長:電波部長)において申請様式の見直しを検討し、要件定義等の検討を進めた。平成27年度は、平成26年度に引き続き同委員会において、様式見直し等の検討を行い、平成28年度に制度改正の周知を図りつつ機能改修を行い、平成29年度の施行・リリースを目指す。(1(1)再掲)</p>	
3システムの利便性の向上	<p>本取組期間において、ハムフェア(アマチュア無線のイベントで関東地域で毎年開催。入場者数3万人程度。総務省後援)等のイベントにおいて、またはインターネット等による利用者のアンケートを実施し、それらの意見を踏まえオンライン申請に親和性の高いシステムを実現する。                      平成26年度は、ハムフェア2014及び総合通信局等で実施する電子申請周知イベントで得られたアンケート結果、並びにヘルプデスク等に寄せられた意見・要望を踏まえ、「総務省 電波利用 電子申請届出システムLite」のQ&amp;A等の改善を図った。                      平成27年度は、平成26年度に引き続き、各種イベントに参画するとともに、アンケート・意見・要望を踏まえ、PDCAを回し、改善を図る。さらに、これら意見・要望をオンライン申請に親和性の高い様式・システムに反映する。(1(1)、1(3)関連)</p>	
4経済的インセンティブの活用	<p>現在でも、オンライン申請に係る手数料は書面申請に係る手数料に比べ3割程度安価に設定しているところ、平成26年度及び平成27年度に実施する申請様式の見直し、免許手続の簡素化の検討の結果を踏まえ、必要に応じてオンライン申請手数料の低廉化について検討する。</p>	
5普及啓発等	<p>本取組期間において、ハムフェア(アマチュア無線のイベントで関東地域で毎年開催。入場者数3万人程度。総務省後援)や、各地方局等におけるイベントにおいて電子申請の体感フェア、実際の電子申請の支援を行うとともに、免許人関連団体を対象とした周知・説明会を実施する。</p>	
6その他	<p>本取組期間において、電子的な手続の一貫性の一方策として、申請から処分(免許状発給)までを電子的に完結する方策(電子免許状の可能性)を検討する。</p>	

## 国土交通省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月8日策定
分野又は業務名	自動車登録	
システム名	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度	24年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	自動車の新車新規登録等	1,362,669	818,536	60.1%	60.9%	59.0%
	合計	1,362,669	818,536	60.1%	60.9%	59.0%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	ディーラーに対して、回答義務のない無記名の意識調査を実施。 満足、やや満足、どちらとも言えない、やや不満足、不満足の5段階評価中、満足やや満足と回答した者の割合。	22.6% (平成23年度)	44.7% (平成26年度)	60%(平成28年度) (平成25年度末時点で稼働している11地域)
オンライン利用率				
新車新規登録	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用状況の公表。	59.0% (平成24年度)	60.1% (平成26年度)	66%(平成28年度) (平成25年度末時点で稼働している11地域)
OSS全国展開	OSSの稼働地域	11都府県	11都府県 (平成26年度)	全国展開(平成29年度)
OSS対象手続の拡大	OSSの対象手続	新車新規登録	新車新規登録 (平成26年度)	対象手続の拡大(平成29年度)
備考				



Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	自動車登録	
改善促進手続名	自動車の新車新規登録等	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連携により保管場所証明書の添付を省略。【平成17年度から継続実施】</li> <li>・登録情報処理機関の利用により、自動車メーカーの発行する完成検査終了証等の添付を省略。【平成17年度から継続実施】</li> <li>・マイナンバー等の活用による更なる書類の簡素化について検討する。</li> </ul>	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づき、認証方式を検討。【平成25年度実施】</li> <li>・代理申請の場合、紙で申請者の本人確認書類を提出する場合には、申請者の電子署名を省略し、申請代理人の電子署名のみで申請可能としている。【平成19年度から継続実施】</li> <li>・平成28年1月から配付される“個人番号カード”に搭載される電子証明書による本人確認を採用する。</li> </ul>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレット等を配付するなどして制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】</li> </ul>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決裁の活用により、申請の受付から完了まで一連の事務処理を電子的に行っている。【平成17年度から継続実施】</li> <li>・全ての地域で統一したフォーマットにより申請が可能。【平成17年度から継続実施】</li> </ul>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム利用者からの要望が高い部分を把握し、ユーザビリティ向上のためのシステム改修を継続して実施。【継続実施】</li> <li>例)・ダイレクト納付の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請画面を分かりやすいように構築</li> <li>・最新のWebブラウザへの対応【平成26年度実施】</li> </ul> </li> </ul>	
4経済的インセンティブの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在11都府県に限られているOSS稼働地域や対象手続きの拡大を図り、その普及状況等を踏まえ、経済的インセンティブの活用について検討する。</li> </ul>	
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレットを配付するなど制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】</li> </ul>	
6その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大対象手続は、変更登録、移転登録、抹消登録等を予定。</li> <li>・平成29年度からの抜本的拡大(全国拡大・手続拡大)に向けて、具体的な検討・調整を始め、所要のシステム改修を実施するとともに、関係者へ周知を行う。</li> </ul>	

## 国土交通省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月8日策定
分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)	
システム名	特殊車両通行許可システム	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	特殊車両通行許可申請	280,925	246,745	87.8%	79.2%	75.6%
	合計	280,925	246,745	87.8%	79.2%	75.6%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	オンライン手続の利用者約130社を対象としたアンケート調査による測定。 オンライン申請が使いやすいかの質問について、①非常に思う②思う③どちらかといえば思う④どちらかといえばそう思わない⑤そう思わない⑥全くそう思わない 計6段階の評価のうち、①～③と回答した者の割合。	74.0% (平成25年度)	80.9% (平成26年度)	80%以上 (平成28年度)
オンライン利用率				
特殊車両通行許可申請	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表。	79.2% (平成25年度)	87.8% (平成26年度)	80%以上 (平成28年度)
申請書1件当たりの入力に掛かる時間	オンライン手続の利用者約130社を対象としたアンケート調査による測定。 新規申請1件当たりのデータ入力(申請書、車両内訳、車両諸元、通行経路など)に掛かるおよその時間(分)及び申請内容について回答。	64分 (平成25年度)	58.7分 (平成26年度)	60分以内(平成28年度)
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)	
改善促進手続名	特殊車両通行許可申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	・該当無し (オンライン申請での車検証の提出省略化及び、その他の必要書類についてもPDF等によりオンラインで提出可能)【平成19年度から実施済】	
(2)本人確認方法の見直し	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより手続を簡素化)【平成24年度から実施済】	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	・申請者向けに提供している操作マニュアルを見直し、申請データ作成のポイントや入力を間違えやすい点などの情報を踏まえた分かりやすい周知資料を作成し、特車PRサイトへの掲示を行う【平成26年度から作成着手】	※今年度PRサイト掲載予定 (26年度の国道事務所への調査を踏まえた周知資料)
2オンライン申請等に係る処理の見直し	・高速道路等について、大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について国による一括審査を実施することで、許可までに要する期間を短縮【平成26年度から実施済】	道路法47条の3に基づく申請(経路の全てが完結するものは、オンライン申請到達後3営業日程度で処理)
3システムの利便性の向上	・申請者及び審査者からのニーズが高い項目についてシステム改修を検討し、可能なものから順次実施する(具体的には、申請書の入力画面表示や操作方法改善など細かい部分での使い勝手向上全般、申請内容の自動チェック機能強化など)【平成26年度から実施済】	26年度末に改修(3/16PRサイトのお知らせ参照)
4経済的インセンティブの活用	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより電子署名取得費用の負担を削減)【平成24年度から実施済】	
5普及啓発等	・利用率の低い地域(事務所)を重点的に、申請窓口での移行要請や講習会の実施を継続し、可能な限り利用率の向上を図る【継続実施】	毎年全国で実施 (特に実施状況の確認は行っていない)
6その他		

## 金融庁改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月24日策定、平成27年 月 日改定
分野又は業務名	その他(公認会計士試験受験願書等受付業務)	
システム名	e-Gov	

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度			25年度	24年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	公認会計士試験受験願書の提出	14,844	0	0.0%	0.0%	0.0%
2	公認会計士試験免除申請書の提出	368	0	0.0%	0.0%	0.0%
	合計	15,212	0	0.0%	0.0%	0.0%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	オンライン手続利用者を対象としたアンケート調査(年2回願書提出時に実施)による測定 →満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足、普通と回答した者の割合	(平成26年度時点で満足度調査を実施していない)	70%(平成28年度末)
オンライン利用率			
公認会計士試験受験願書の提出	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	0%	10%(平成28年度末)
公認会計士試験免除申請書の提出	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	0%	10%(平成28年度末)
備考			

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(公認会計士試験受験願書等受付業務)	
改善促進手続名	公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
<b>1オンライン手続の負担軽減</b>	<p>(1)添付書類の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度は、オンライン申請時の添付書類の提出を極力不要とする新システム的方式を検討。</li> <li>・27年度末までに、オンライン申請時に添付書類の提出を極力不要とする等の措置を講ずるべくシステム対応及び関係府令の改正を実施する。</li> </ul> <p>(2)本人確認方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度は、オンライン申請時に必要としている電子署名を省略する新システム的方式を検討。</li> <li>・新システムにおいてID・パスワード等による本人確認方法を導入する。これに伴い、27年度末までに関係府令の改正を実施する。</li> </ul> <p>(3)オンライン申請等の周知方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の措置を講ずることに併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等においてオンライン申請に係る周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)。</li> <li>・加えて、オンライン申請に関するマニュアルを作成し、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等に掲載する(平成28年度上半期)。このため、マニュアル作成に着手する(平成27年度中)。</li> </ul>	
<b>2オンライン申請等に係る処理の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度は、申請事務を担う財務(支)局等の担当者と、新システムにおける事務手続案について意見交換を実施。</li> <li>・新システム対応に併せ、28年8月までにオンライン申請による受験申込の受付要領の整備や試験当日における試験実施要領の見直しを検討・実施する。</li> </ul>	
<b>3システムの利便性の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の措置を講ずるに当たり、ウェブサービスに知見を有する外部事業者のサービスを導入することにより、受験者等の利便性の向上や当局業務の効率化を図る(平成28年度末までに)。</li> </ul>	
<b>4経済的インセンティブの活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験の受験手数料については、公認会計士法第11条に「実費を勘案して政令で定める」旨規定されていることも踏まえつつ、経済的インセンティブの活用可能性について検討する(平成28年度末までに)。</li> </ul>	消費税増税(10%)を踏まえ検討を行う。
<b>5普及啓発等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の措置に併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等において周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)ほか、日本公認会計士協会と連携し、同協会が主催する業務説明会(大学等における受験予定者向け)等において、オンライン申請について周知、PRを行う。</li> </ul>	
<b>6その他</b>		